

<事業計画の概要>

●排出事業者から出された産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を自社保有車又は排出事業者が搬入。

<収集運搬取扱廃棄物の品目>

・産業廃棄物:

木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、汚泥、ゴムくず、燃え殻 以上、10種類

・特別管理産業廃棄物:

腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等 以上、3種類

●中間処理(選別・破碎・焼却)

処理施設①:岐阜県揖斐郡大野町大字上秋字桑下 34 番地

中間処理(焼却)

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上、5種類

中間処理(破碎)

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上、5種類

処理施設②:岐阜県揖斐郡大野町大字黒野河原畑 2230 番 10

中間処理(破碎・選別)

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上、7種類

廃棄物の品目	処分方法	契約他社最終処分方法
木くず、紙くず、廃プラスチック類、繊維くず、汚泥	選別・破碎・焼却	リサイクル・燃えながら 管理型埋立
廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず	選別・破碎	安定型埋立
金属くず、がれき類	選別・破碎	リサイクル